

平成29年9月27日

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

申請者：佐々木 通孝

論文題目：最高裁判決が特許権の価値に及ぼす影響

—企業価値を基準とする実証分析—

審査委員：相澤英孝、井上由里子、長岡貞男

1. これまで、日本の知的財産法学の研究では、法律的決定（立法あるいは判決）の影響を、法律学の視座から経済学的分析することはほとんど行われてこなかった。本論文の目的の第一は、特許法に関する最高裁判決の経済的影響を実証的に分析することが可能であることを示すことである。第二の目的は、分析対象とされた判決が特許権の価値をどのように変化させたのかを把握することで、企業の研究開発投資へのインセンティブにどのような影響を与えたのかを明らかにし、それにより、研究開発投資を促進するという特許制度の目的の観点から対象判決の妥当性を検証することである。21世紀を左右する科学技術の進歩に関わる特許制度の役割を実証的に分析しようとする本論文の視点そのものに、極めて現代的意義がある。

研究の手法として、本論文はイベント・スタディを用いる。イベント・スタディは、特定のイベントの出現と株価の変化の因果関係を見出そうとする、経済学の実証分析の手法のひとつである。本論文で分析対象とされたイベントは、特許法に関する日本の2つの最高裁判決と米国の1つの最高裁判所の判決で、医薬品業界に特異的に影響を与えると申請者が考えるものが選択されている。そして、特許権の価値の変化が株価に反映されるという前提のもと、それぞれの判決が、訴訟当事者企業以外の同一産業の企業の株価にどのような影響を与えたのか—具体的には医薬品業界における企業の日米の株価にどのような影響を与えたのか—を分析し、判決による特許権の価値の変化を捉えようとしている。

2. 本論文は、7章で構成される。

第1章から第3章までは分析の準備のためのものであり、第1章は、上記に述べた問題意識と論文の目的と課題を説明する。続く第2章は先行研究を検討する。イベント・スタディを用いた特許権の価値に関する先行研究、訴訟や判決の影響に関する内外の先行研究を網羅的に検討した上で、医薬品産業を対象とし、また日米二か国の株価データ

を用いる点に本研究のオリジナリティがあるとする。第3章は、イベント・スタディの分析手法を、経済学を専門としない法学の専門家にも可能なかぎりわかりやすく説明している。

第4章から第6章は本論であり、第4章と第6章では日本の最高裁判決を、第5章では米国の最高裁判決の実証分析を行っている。いずれも日米の株式市場の株価変化を分析対象としている。第4章が対象としたメシル酸カモスタット製剤京都事件最高裁判決は、後発医薬品メーカーが薬事法の製造承認を申請するために実施する試験について、特許法69条の「試験または研究」に該当し特許権の効力が及ばないとするものであるが、本論文は、同判決を対象とした分析により、先発医薬品に係る特許権の価値は減少したと結論づける。第5章で扱う Myriad 事件米国連邦最高裁判決は遺伝子の特許適格性について、単離された gDNA の特許適格性を否定する一方 cDNA についてこれを肯定したものであるが、本論文は、同判決の分析により遺伝子の特許権の価値は減少したとする。第6章の取り上げるプラバスタチンナトリウム第1事件最高裁判決は、プロダクト・バイ・プロセス・クレームの技術的範囲に関するもので、本論文の分析では、幹細胞の特許権の価値を増加させなかったとする。また、これらにつき、日米両市場で整合的な結果が得られることを見出している。

第7章では、第4章から第6章の実証分析の結果を受けて、イベント・スタディの手法により最高裁判決の特許権の価値に及ぼす影響の分析ができることが示唆されたとする。ただし、自国バイアスの大きな産業分野、特許権の価値が企業価値を示す株価に直接反映されづらい産業分野にはこうした手法による分析に限界があること、特定の技術分野以外にも広く影響を与えると考えられる判決の分析にも適さないことも併せ述べられている。最後に、イベント・スタディの手法を用いた発展的な研究の可能性が示されている。

3. 本論文の意義は、特許制度に関する実証的経済学的研究により、判決という政策的決定の効果を明確にするところにある。

これまで、日本の知的財産法の法学分野の研究では、判決に関する研究といえば法理論的な意義についての研究が中心であった。特定の判決が産業にどのような影響を与えるのかということについて、抽象的・定性的な議論がなされることがあっても、その影響を経済学的観点から実証分析されることはほとんどなかった。経営法という法学の分野で、経済学の実証分析の手法を導入し、法学の専門家にもその研究の意義が理解できる形でまとめられた本研究は、法学の分野に寄与するところの大きい画期的な学際研究と評価される。

本論文は、裁判所による判決について訴訟当事者以外の同一技術分野の企業にどのような影響を与えたのかということをイベント・スタディにより分析するものであるが、実証分析のためには膨大で多様なデータを丁寧に収集し分析用に整理・統合するという極めて手間のかかる作業が必要となる。本論文では、研究目的に適合的なデータ・セットが作成されており、そのこと自体、学術的な貢献と評価することができる。

経済学の観点からみると、本論文は、日本あるいは米国の最高裁判所による特許適格性に関する3つの重要な判決が、最も影響を受けると考えられる企業群の企業価値に与えた影響を、株式市場における超過収益率を用いて分析した非常に先駆的な研究であると評価できる。いずれの判決についても論説は多数有るが、企業価値についての実証分析を行った先行研究はないと言って良い。なお、特許適格性についての判決は企業の期待収益に影響を与えることで研究開発のインセンティブに影響を与えるので、佐々木氏の論文のように株式市場のデータを使った実証分析は、非常に妥当な研究アプローチであることも指摘しておきたい。また、佐々木氏は、各判決によって最も強い影響を受ける企業を企業の特許データを精査して識別しており（特許の延長制度の利用、遺伝子特許の保有、幹細胞特許の保有）、また判決のイベント日を確定して日米の日にち単位の株式市場のデータから超過収益率を算出しており、このようなデータ構築は、今後の多様な研究の基盤ともなるもので、それ自体が大きな研究成果でもある。更に、論文は、法と経済の分析を融合した学際的な研究の成果であることも評価したい。

本論文は、これからの特許法に関する法政策決定にも、大きな示唆を与えるものであるといえる。判決が訴訟当事者以外の産業界に与える経済的影響に関する実証的な研究は従来あまりなされてこなかったのは、具体的事件について裁判官が法に基づいて判断を行うという裁判の制度的枠組みに起因している。しかし、判決もまた法政策を構成する一要素であり、これからの法政策決定は、判決のもたらす負の効果の是正も含めて行われるべきものである。そのためには、政策決定者がデータを収集し、それを分析して、経済学的分析も踏まえて行うことが期待される。本論文はそれを意識した先駆的な試みとして位置づけられる。

もっとも、本論文においては以下の3つの課題もある。第一に、判決の影響は、影響を受ける企業の類型によって異なると考えられることから、このような異質性についての分析を更に深めることが、今後の課題として残っている。これにより分析結果の頑健性を高め、また判決が企業価値に与えるメカニズムの理解を深められると考えられる。例えば特許権あるいは専用実施権がジェネリック参入を抑止している程度は、企業によって異なる（例えば、再審査期間の方がより重要な企業もあると考えられる）。したがって、試験研究例外の効果は企業によって異なるので、そのような異質性の尺度を構築

して推計に導入することは、重要な研究の延長になると考えられる。また遺伝子の権利化についてもそれをツールとして利用している製薬企業とその単離を行っている企業では効果が異なることが予想される。

第二に、判決の射程についての分析を深めることも課題である。例えば、プロダクト・バイ・プロセスクレームについては、幹細胞についての特許権が重要になっている医薬産業のみではなく、化学産業など他の産業にも影響があるはずであり、こうした産業への影響との比較分析を行うことが重要である。また、単離した遺伝子についての特許適格性についての Myriad 判決も、天然物からの単離した薬剤を含めて、幅広い範囲での特許適格性への影響がある可能性もある。

第三に、判決がサプライズであった程度を評価し、これを分析に反映することである。判決が予想されていた場合、株価への影響は小さくなり、判決の影響を過小評価することにつながる。

こうした課題は残されているが、これらの課題は本論文の評価を大きく損なうものとはいえない。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査委員一同は、申請者佐々木通孝氏に一橋大学博士（経営法）の学位を授与することが適当であると判断する。

以上